平成２１年（フ）第１４２７８号
東京都江戸川区北葛西４丁目８－３－102
債務者　フェンク清香（旧姓内田・新地）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２７９号
福島県伊達市梁川町字白川田65－１
債務者　八巻　明美（旧姓霜山）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８０号
北海道檜山郡江差町字水堀町75
債務者　澤口さとみ（旧姓井山）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８１号
東京都江戸川区西小松川町37－17
債務者　弓削多賀子（旧姓宮）
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８２号
宮城県仙台市太白区太白２丁目20－７－201
債務者　高橋　智子(旧姓佐藤・佐々木・丹野)
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８３号
埼玉県三郷市彦成３丁目11－７－1104
債務者　秋吉　健一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８４号
東京都豊島区巣鴨５丁目25－３－10
債務者　芹澤　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８６号
北海道釧路市春採８丁目８－10　ハイツ２ハラナカ202号室
債務者　後藤　誓一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２８７号
静岡県浜松市中区富塚町159－１－203
債務者　鈴木　俊史
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４２９８号
東京都府中市宮西町４丁目20－３－106
債務者　切手　淳一
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３０１号
埼玉県さいたま市北区吉野町１丁目335－16－507
債務者　西田　直人
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３０２号
埼玉県さいたま市北区吉野町１丁目335－16－507
債務者　西田小百合（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３０３号
東京都板橋区大山東町60－１－303
債務者　漆田　勝哉
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３０９号
東京都江東区北砂５丁目20－５－1320
債務者　岩田　　淳
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３１０号
東京都大田区大森西２丁目22－７－302
債務者　高橋　幹人
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３１１号
東京都品川区戸越３丁目７－11－105
債務者　原田　　智
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部